

妨害運転致死傷罪にいう  
「人又は車の通行を妨害する目的」  
(東京高判平成 25 年 2 月 22 日高刑集 66 卷 1 号 3 頁)

岡 部 雅 人

## 判例研究

# 妨害運転致死傷罪にいう 「人又は車の通行を妨害する目的」 (東京高判平成 25 年 2 月 22 日高刑集 66 卷 1 号 3 頁)

岡 部 雅 人

### 【事実の概要】

被告人Xは、盗難車である普通乗用自動車を運転し、窃盗（車上荒らし）の現場から走行を開始したところ、その後、通報を受けたパトカーが赤色灯を点けて追跡してきた。Xは、これを振り切ろうとして、時速約40ないし約110キロメートルで走行して、午前零時38分ころ、本件現場道路に差し掛かった。本件現場道路は、片側1車線の直進道路であり、路側帯を含めた各車線の幅員がいずれも約3.8メートルであって、中央線の表示によって追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止の規制があり、最高速度が時速40キロメートルとされていた。

Xは、自車の前方を、甲車両が走行していたので、これを追い越すことにし、自車を反対車線に進出させて、その車体全部を反対車線に入れ、甲車両を時速約90キロメートルで追い越した。Xは、甲車両を追い越す直前、反対車線の前方約150ないし約200メートルをA車両及びその後続車両であるB車両が対向走行してくることを認識した。さらに、Xは、甲車両を追い越す際、その前方を走行する乙車両を認識し、これも追い越そうと考えたが、対向車であるA車両が近づいてきており、それに気づいた同乗者から、「対向、対向、対向来てるよ。」などと言われたこともあって、対向車が間近に接近してきていることを認識し、乙車両を追い越すことは一旦やめ、減速

して、進路を左に変え、中央線から車体の半分ほどが反対車線に出た状態で、時速約50ないし約70キロメートルで直進走行を続けた。

A車両は、時速約60キロメートルで走行していたところ、Aは、反対車線前方にパトカーの赤色灯が見え、さらに、X車両が自車線にはみ出した状態で走行してくるのを認識し、同車と衝突する危険を感じ、衝突を避けるため、ハンドルを左に切って、自車を左側に寄せるとともに強くブレーキを掛けた。さらに、B車両がA車両に追従して同程度の速度で走行していたところ、Bも、前方の赤色灯及び自車線にはみ出して走行してくるX車両に気づき、同車と衝突する危険を感じ、衝突を避けるため、ハンドルを左に切って、自車を左側に寄せるとともに強くブレーキを掛けた。なお、X車両、A車両及びB車両の各車幅はいずれも約1.7メートルであった。

B車両に追従して、被害者が運転する普通自動二輪車が時速約55ないし約60キロメートルで走行してきていたところ、被害者は、B車両が急に減速したため、これとの衝突を避けようとして急ブレーキを掛け、それによって、被害者車両の前輪がロックし、その車体は、転倒して滑走し、B車両に衝突した。さらに、被害者の身体は、被害者車両の車体から離れ、中央線に頭を向けて倒れ込み、B車両とすれ違った直後のX車両に衝突するなどした。被害者は、上記衝突により、多臓器損傷の傷害を負い、同傷害により出血死した。

Xは、「車の通行を妨害する目的」を有していたことのほか、「車に著しく接近」したことなどの事実関係を争って、危険運転致死罪（平成25年改正前の刑法208条の2第2項前段）が成立しない旨主張した。しかし、第一審（横浜地判平成24・8・9判例集未登載）は、「被告人が対向車両と衝突する危険を回避することが可能であったにもかかわらず、自車が対向車両に対して接近していくことによって、対向車両が回避措置をとらざるを得なくなると確定的に認識しながら、接近行為を継続したものとイえる。すなわち、被告人は、対向車両の通行を妨害する目的で運転したということになる」として、同罪の成立を認めた。

これに対して、Xは、理由そご、事実誤認のほか、被害者ら対向車両の通行を妨害する目的はなかったのに、その目的があったとして、同罪の成立を認めた原判決は、刑法208条の2第2項前段の解釈適用を誤っており、法令適用の誤りがある、として控訴した。

## 【判 旨】

控訴棄却（確定）。

「被告人が、車体の半分を反対車線に進出させた状態で走行し、乙車両を追い抜こうとしたのは、パトカーの追跡をかわすことが主たる目的であったが、その際、被告人は、反対車線を走行してきている車両が間近に接近していることを認識していたのであるから、上記の状態で行進を続ければ、対向車両に自車との衝突を避けるため急な回避措置を取らせることになり、対向車両の通行を妨害するのが確実であることを認識していたものと認めることができる。

ところで、刑法 208 条の 2 第 2 項前段にいう『人又は車の通行を妨害する目的』とは、人や車に衝突等を避けるため急な回避措置をとらせるなど、人や車の自由かつ安全な通行の妨害を積極的に意図することをいうものと解される。しかし、運転の主たる目的が上記のような通行の妨害になくとも、本件のように、自分の運転行為によって上記のような通行の妨害を来すのが確実であることを認識して、当該運転行為に及んだ場合には、自己の運転行為の危険性に関する認識は、上記のような通行の妨害を主たる目的にした場合と異なるところがない。そうすると、自分の運転行為によって上記のような通行の妨害を来すのが確実であることを認識していた場合も、同条項にいう『人又は車の通行を妨害する目的』が肯定されるものと解するのが相当である。」

## 【評 釈】

### 1 問題の所在

本件は、被告人 X が、パトカーに追跡されて自動車で逃走し、片側 1 車線の道路において、先行車両を追い抜こうとして、車体半分が反対車線に出た状態で走行を続け、そのまま対向車両とすれ違いざまに先行車両を追い抜き、さらに後続の対向車両ともすれ違ったところ、その後方から走行してきていた被害者の運転する普通自動二輪車を転倒させて、被害者を死亡させた事案につき、X に対向車両の「通行を妨害する目的」が肯定され、刑法 208 条の 2 第 2 項前段の危険運転致死罪の成立が認められたものである<sup>1)</sup>

事件当時の刑法 208 条の 2 第 2 項前段は、「人又は車の通行を妨害する目的で、走

行中の自動車の直前に侵入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者」につき、「人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する」(同条1項前段参照)として、「妨害運転致死傷罪」を規定していた。なお、同罪は、平成25年11月27日に成立し、平成26年5月20日に施行された、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(以下、「自動車運転死傷行為等処罰法」とする)の2条4号に移されたが<sup>2)</sup>その構成要件及び法定刑に変更はなく、文言の解釈等についても、従前の通りであるとされている<sup>3)</sup>

本件においては、Xに、同罪における「人又は車の通行を妨害する目的」を肯定しうるか否かが争点となっている。とりわけ注目されるのは、「人又は車の通行を妨害する目的」とは、通常、「人や車に衝突等を避けるため急な回避措置をとらせるなど、人や車の自由かつ安全な通行の妨害を積極的に意図することをいうものと解される」ところ、本判決は、「運転の主たる目的が上記のような通行の妨害になくとも、……自分の運転行為によって……通行の妨害を来すのが確実であることを認識して、当該運転行為に及んだ場合には、自己の運転行為の危険性に関する認識は、上記のような通行の妨害を主たる目的にした場合と異なるところがない」として、これを肯定した

- 
- 1) 本件評釈として、吉浪正洋「判批」研修780号(2013)73頁以下、岡本昌子「判批」法学教室401号別冊付録判例セレクト2013[1](2014)32頁、内田浩「判批」平成25年度重要判例解説(2014)172頁以下、武藤雅光「判批」研修789号(2014)15頁以下、吉川崇「判批」警察学論集67巻4号(2014)173頁以下、煙山明「判批」警察公論69巻6号(2014)87頁以下がある。
  - 2) 自動車運転死傷行為等処罰法については、高井良浩「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」警察公論69巻3号(2014)9頁以下、同「自動車運転死傷処罰法の制定」時の法令1958号(2014)21頁以下、保坂和人「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律について」警察学論集67巻3号(2014)43頁以下、土本武司「自動車運転死傷行為等処罰法制定」捜査研究63巻1号(2014)121頁以下、松宮孝明「自動車事故をめぐる法改正の動き」犯罪と刑罰23号(2014)1頁以下、今井猛嘉ほか「特集・自動車運転死傷行為等処罰法の成立」刑事法ジャーナル41号(2014)4頁以下などを参照。
  - 3) 高井・前掲注2)時の法令22頁、同「『自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律』について」刑事法ジャーナル41号(2014)35頁。なお、従前の危険運転致死傷罪の解釈等については、井上宏ほか「刑法の一部を改正する法律の解説」法曹時報54巻4号(2002)33頁以下などを参照。

点である。そのため、以下では、この点の当否につき検討する<sup>4)</sup>

## 2 「人又は車の通行を妨害する目的」

### (1) 学説

一般的に、妨害運転致死傷罪が成立するために必要とされる「人又は車の通行を妨害する目的」とは、相手方に自車との衝突を避けるために急な回避措置をとらせるなど、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することをいい、これらについての未必的な認識、認容があるだけでは足りない<sup>5)</sup>とされている。このような目的犯構成がなされたのは、法制審議会での議論に際して、諮問添付の案が「人又は自動車等に著しく接近してその進行を妨害する方法で」などとされていた点につき、やむを得ず<sup>6)</sup>に他の車両を妨害することとなる場合まで含まれてしまうことに疑義が呈されるなどしたため、極めて悪質かつ危険な運転行為に限定するとの観点によるものである<sup>7)</sup>

そして、この目的が認められるのは、特定の被害者・被害車両の存在を認識し、その通行を妨害する意図を有していた場合が典型例であるが、通行を妨害しようとした車両と衝突した結果、その車両が、全く別の車両や歩行者に衝突して死傷者を出した場合などのように、その存在を意識していなかった被害者との関係でも同罪が成立し、また、例外的には、不特定の一切の車両・歩行者等の通行を妨害する意図を有していた場合においても、これが認められる場合があると解されている<sup>7)</sup>

しかし、本件におけるXの行為は、被害者車両の存在を認識し、その通行を妨害す

---

4) この問題について検討を加えたものとして、伊藤亮吉「危険運転致死傷罪における『人又は車の通行を妨害する目的』」岡野光雄先生古稀記念『交通刑事法の現代的課題』(2007、成文堂)321頁以下がある。また、中山研一「『妨害型』危険運転致死傷罪の判例の検討」判例時報2041号(2009)3頁以下も参照。

5) 井上宏「自動車運転による死傷事犯に対する罰則の整備(刑法の一部改正)等について」ジュリスト1216号(2002)41頁、井上ほか・前掲注3)71頁。大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第10巻〔第二版〕』(2006、青林書院)511～512頁〔野々上尚＝中村芳生〕、岡野光雄『交通事犯と刑事責任』(2007、成文堂)246頁、中山・前掲注4)5頁、橋爪隆「危険運転致死傷罪・自動車運転過失致死傷罪」山口厚＝甲斐克則編『21世紀日中刑事法の重要課題』(2014、成文堂)121頁なども参照。

6) 井上・前掲注5)41頁。

7) 野々上＝中村・前掲注5)511頁。

る意図を有してなされたものとはいえず、また、他の車両の通行を妨害しようとして、その車両と衝突し、その車両が、被害者車両に衝突した場合にも当たらず、さらには、不特定の一切の車両・歩行者等の通行を妨害する意図を有していた場合の、いずれにも当たらないように思われる。このことから、学説は、本件のような、その主たる目的が「人又は車の通行を妨害する」ことにあるのではない場合を、同罪の対象としては想定していないのではないかと考えられる。

では、実際に「人又は車の通行を妨害する目的」が認められた例としては、どのようなものがあるのだろうか。いくつかの判例を以下で概観してみよう。

## (2) 判例

この目的が認められた判例として、①神戸地姫路支判平成15・2・19 LEX/DB 28095267、②横浜地横須賀支判平成15・7・8 LEX/DB 28085774、③東京高判平成16・4・13判時1890号156頁及び東京高判平成16・4・15判時1890号156頁、④静岡地判平成18・8・31判タ1223号306頁、⑤佐賀地判平成19・5・8判タ1248号344頁、⑥広島高判平成20・5・27高刑速平成20年224頁、⑦東京高判平成21・10・14東高刑時報60巻1～12号153頁などがある。

①神戸地裁姫路支部平成15・2・19判決は、被告人が、知人であるAに公道における自動車レースを持ち掛け、Aとスピードを競って走行中、時速80キロメートルを超える速度で自車を運転し、無理やり右に車線変更してA運転車両の直前に進入しようとした際、自車右後部をA運転車両の左前部に衝突させ、Aに傷害を負わせたほか、A運転車両に同乗していたBを死亡させた事案につき、「被告人は、……急にA運転車両の前に割り込めば、同人が驚き、よりレースが面白くなるなどと悪ふざけを思いつき、あえて必要のない車線変更をしたものと認めるのが相当である。被告人のこのような意図は、即ち、Aに対し自由かつ安全な通行が妨げられることを認識させ、危険を感じさせることにほかならず、被告人にはA運転車両の進行を妨害する目的があったというほかない」とした。

②横浜地裁横須賀支部平成15・7・8判決は、普通乗用自動車は無免許運転し、いわゆる暴走集会に参加していた被告人が、A運転の大型自動二輪車に追従して進行中、A運転車両を停止させるために同車の進行を妨害しようとして企て、時速約70キロメートルの速度でA運転車両に著しく接近したことにより、驚いたAをして運転操作を誤らせ、同車を暴走、転倒させ、Aに傷害を負わせたことにつき、「『通行を妨害す

る目的』とは、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することと解されるところ、本件において、……被告人はAの大型自動二輪を停止させる目的で、同車を追い越し、その前に出ようとしたというのであるから、被告人がAに対し、その通行を妨害する目的を有していたことは明らかである」とした。

③東京高裁平成16・4・13判決及び東京高裁平成16・4・15判決は、被告人Aが、普通乗用自動車を運転し、時速約80キロメートルで進行中、被告人B運転の大型貨物自動車から著しく接近して進行していたことに腹を立て、同車の通行を妨害する目的で、片側3車線道路の第2車両通行帯から、前記速度で右転把して、自転車後方の第3車両通行帯を同方向に進行中のB運転車両の直前に自転車を進入させたことにより、自転車右側後部にB運転車両の左前部を衝突させて同車を対向車線に進出させ、対向して進行してきたC運転の普通貨物自動車右前部にB運転車両右前部を衝突させ、さらにC運転車両を左前方に滑走させて路上にいたDに衝突させ、これによる傷害により同人を死亡させたほか、BとCにそれぞれ傷害を負わせた事案につき、東京高裁平成16・4・13判決は、Bにつき、「被告人は、自転車に著しく接近し第2車線のうちの第3車線寄りを走行していたA車が、第3車線に進路変更をしようとしていることを認識しながら、それを妨げる目的で時速約87キロメートルに至るまで加速しているのであるから、A車の進路変更をさせないようにして、その自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図しているものといえるのであって、車の通行を妨害する目的があったことは明らかである」とし、東京高裁平成16・4・15判決は、Aにつき、「被告人は、Bのあおり行為をやめさせようとして、結局、Bに衝突を避けるためのブレーキを掛けさせており、B車の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図しているのであるから、車の通行を妨害する目的があったことが明らかである」とした。

④静岡地裁平成18・8・31判決は、被告人が前車を後方から高速で追い上げ、前車の運転者Aをして、追突の恐怖から前方の安全確認不十分のまま高速度で進行させ、交差点で対向車線から右折進行してきた車両と衝突させ、更に自転車も前車に衝突させて、対向右折車の運転者を死亡させ、前車の運転者Aと同乗者に傷害を負わせた事案につき、「被告人は、普通乗用自動車を運転し、片側2車線とはいってもすぐに1車線になる、最高速度が40キロメートル毎時に指定されている狭い一般道路において、A運転車両に対して、約200メートル近くにわたって、時速約120ないし130キ

ロメートルの高速で追い上げ、車間距離にして約5.7メートルないし約27.7メートルに著しく接近する行為を続けた結果、A運転車両の運転者Aにおいて、被告人運転車両から逃げることに注意の多くを奪われ、前方注視及び進路の安全確認が不十分なまま高速で進行することとなって本件事故を惹起させるに至っているのであるから、被告人の行為は、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、かつ、通行中のA運転車両に著しく接近させて、A運転車両の自由かつ安全な通行を妨害するものであることは明らかであり、しかも、被告人は、時速100キロメートル以上で走行しているA運転車両に、更にそれを超える時速約120ないし130キロメートルの高速で、車間距離にして約5.7メートルまで自車を接近させ、自分でも危険と考えたものの、その後も時速約120ないし130キロメートルで走行するA運転車両に約27.7メートルくらい接近させた状態で追い上げを続けているのであるから、被告人には、A運転車両の自由かつ安全な通行を妨害する意図すなわち『通行を妨害する目的』も優に認められる。」また、「被告人は、単にA運転車両に追従したというのではなく、Aが追突の恐怖を感じて更に加速せざるを得ないと考えような著しい接近行為を、十分承知の上続けているものであるから、被告人の運転行為によって、客観的にA運転車両はその自由かつ安全な通行を妨害されたものであるとともに、被告人にA運転車両の自由かつ安全な通行を妨害する意図があったことも明らかである」とした。

⑤佐賀地裁平成19・5・8判決は、被告人が、普通乗用自動車を運転して被害車両を追尾し、いったん被害車両を追い越した後、被害車両から逆に追い越し返されそうになったため、それを許すまいとして、被害車両の通行を妨害するために、時速40キロメートルの速度でその進路直前に自車を進入させて著しく接近したことにより、両車両の衝突の危険を感じた被害車両を右転把させ、歩道上に乗り上げさせて同所に設置された道路案内板の支柱に衝突させ、運転席及び助手席に乗車していた被害者2名を死亡させ、後部座席に乗車していた被害者1名に重傷を負わせた事案につき、被告人車両の走行状況に照らせば、「被告人は……通行妨害の目的を有していたことは……明らかである」とした。

⑥広島高裁平成20・5・27判決は、警察車両に追尾された被告人が、酒気帯び運転の発覚を免れるため、バイパス道路の反対車線へ進入して進行中、対向車両と衝突してその運転者に傷害を負わせた事案につき、「自動車専用道路であるバイパスを逆行

すれば、直ちに対向車両の自由かつ安全な通行を妨げる結果を招くことは明らかであり、バイパスを逆行することと対向車両の自由かつ安全な通行を妨げることは、表裏一体の関係にあるというべきである。また、上記認定事実に照らせば、被告人が、警察車両の追跡から逃れるため、バイパスを逆行することを積極的に意図していたことは明らかである。そして、バイパスを逆行することを積極的に意図していた以上、被告人は、これと表裏一体の関係にある対向車両の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図していたと認めるのが相当である」として、対向車両の「通行を妨害する目的」が被告人にあったことを認めた。

⑦東京高裁平成21・10・14判決は、被告人が、時速約100キロメートルの高速度で普通乗用自動車運転し、同程度の高速度で第1通行帯を走行していた自動二輪車の直前に第3通行帯から急激に車線変更して進入した上減速して幅員2.8メートルの第1通行帯の中で同車に著しく接近した状態で並進し、その結果同車を制御不能に陥らせて信号柱に衝突させその運転者を死亡させた事案につき、「被告人は、……本件バイクにとって脅威となる極めて危険な運転をしたもので、これが客観的に見て本件バイクに対する妨害行為に当たることは明らかである。」「このような高速走行に至った経緯及びその後本件事故に至るまでの被告人の走行方法に照らせば、特段の事情のない限り、被告人は、……本件バイクに割り込まれるなどしたことに不快の念を抱いて、その走行を妨害する目的で、本件妨害行為に及んだものと推認される。そして、被告人が本件バイクの走行を妨害する目的を有していたことは、被告人自身、原審公判において、……本件バイクに対する不快な感情が高速走行の契機となったことを認める供述をしていることから明らかといえる」とした。

このように、判例は、学説と同様、「人又は車の通行を妨害する目的」を、「相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図すること」と解しており、それを、行為者の具体的な走行状況に照らして認定しているということが出来る<sup>8)</sup>。そして、これらの事案の多くは、その客観的状況から(も)、「通行を妨害する目的」の存

8) 中山・前掲注4)5頁は、「少なくとも、高度に危険な行為の存在が認定され、それを前提として、その行為態様などから、『衝突を回避させるための急な回避措置をとらせるなど、相手方の自由かつ安全な通行を妨害する』という状態を積極的に意欲したことを合理的に推認し得るような状況証拠の存在が求められているといわなければならない」とする。

在に疑問を投げかける余地のほとんどないものである<sup>9)</sup>

そのような中、⑥広島高裁平成20・5・27判決が、警察車両の追跡から逃れるため、バイパスを逆行し、対向車両と衝突したことにつき、「バイパスを逆行することと対向車両の自由かつ安全な通行を妨げることは、表裏一体の関係にある」として、「バイパスを逆行することを積極的に意図していた以上、被告人は、これと表裏一体の関係にある対向車両の自由かつ安全な通行を妨げることをも積極的に意図していたと認めるのが相当である」としているのは、その他の事案においては、被告人が、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図していることが明らかであるのに対して、その主たる目的が「人又は車の通行を妨害する」ことにあるのではないにもかかわらず、バイパスを逆行することの積極的な意図の裏返しとして、これを認めている点において、本件との類似性が認められ、注目に値しよう。

### (3) 本判決の理解

本判決も、「刑法208条の2第2項前段にいう『人又は車の通行を妨害する目的』とは、人や車に衝突等を避けるため急な回避措置をとらせるなど、人や車の自由かつ安全な通行の妨害を積極的に意図することをいうものと解される」として、基本的には、これまでの判例の立場に従っている。

しかし、本件は、前掲⑥広島高裁平成20・5・27判決の事案と同様、これまでの事案の多くとは異なり、その主たる目的が、「パトカーの追跡をかわすこと」にあった事案である。本判決が、前掲⑥広島高裁平成20・5・27判決をさらに進める形で、「運転の主たる目的が……通行の妨害になくとも、……自分の運転行為によって……通行の妨害を来すのが確実であることを認識して、当該運転行為に及んだ場合には、自己の運転行為の危険性に関する認識は、……通行の妨害を主たる目的にした場合と異なるところがない」から、そのような場合にも、「同条項にいう『人又は車の通行を妨害する目的』が肯定される」としている点は、きわめて特徴的であるということが出来る。すなわち、危険な運転行為を積極的に意図していたことの裏返しとして、妨害運転の積極的な意図を認めるのではなく、主たる目的が通行妨害でなくても、通行妨害の確実な認識があれば、目的要件は充足される、としている点がこれである。

---

9) 内田・前掲注1) 172頁。

もっとも、通行妨害の確実な認識があることと、通行妨害を積極的に意図することとを、同義であると評してよいのであろうか。同罪における「目的」の意義をどのように解するべきかが問題となるため、以下では、目的犯における「目的」の概念について検討する。

### 3 目的犯における「目的」

#### (1) 「目的」の意義

目的犯は、一定の目的を有することが成立要件とされている犯罪であるが、この「目的」は、主観的違法要素か否かが問題とされている。もっとも、目的犯における目的には多様なものが含まれているため、当該犯罪における目的の意義を精査することが必要となる<sup>10)</sup>

目的犯には、①「後の行為を目的とする犯罪」、②「結果を目的とする犯罪」、③「未遂犯」の3つがあるとされる<sup>11)</sup>とはいえ、本件との関係では、妨害運転致死傷罪が、①と②のいずれに該当するのかを検討すれば足りると思われるので、ここでは、事象を異にする③についての検討は省略する。

①に属するのは、たとえば、通貨偽造罪（刑法148条以下）や文書偽造罪（刑法154条以下）であり、そこにいう「行使の目的」は、それがあることによってはじめて法益侵害の危険性が生まれることから、主観的違法要素であるとされている<sup>12)</sup>

②に属するのは、たとえば、虚偽告訴罪（刑法172条）であり、そこにいう「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的」は、それによって法益侵害が発生する危険が有意に高まるものではなく、誤った刑事または懲戒の処分に至る客観的可能性が必要とされ、そのような客観的に限定された構成要件に該当する事実の認識が故意として要求されるにすぎないことから、この「目的」は故意を確定的故意に限定したものであって、主観的違法要素ではないとされている<sup>13)</sup>

10) 山口厚『刑法総論〔第2版〕』（2007、有斐閣）95頁。

11) 平野龍一『刑法総論I』（1972、有斐閣）124頁。

12) 平野・前掲注11)125頁、山口・前掲注10)95頁、佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』（2013、有斐閣）109頁、松原芳博『刑法総論』（2013、日本評論社）103頁など。なお、中山研一『新版概説刑法I』（2011、成文堂）81頁、内藤謙『刑法講義総論（上）』（1983、有斐閣）217頁は、これを、主観的違法要素ではなく、責任要素とする構成もあり得るのではないかとする。

## (2) 妨害運転致死傷罪における「目的」の意義

では、妨害運転致死傷罪における「人又は車の通行を妨害する目的」は、①「後の行為を目的とする犯罪」と、②「結果を目的とする犯罪」の、いずれに該当するのだろうか。

この点、同罪の目的は、上述の基準にあてはめれば、その存在が法益侵害の危険性に影響を及ぼすものとは言い難いから、同罪は、②「結果を目的とする犯罪」に分類されよう<sup>14)</sup> そうだとすると、同罪の「目的」は、確定的故意と同義ということになる<sup>15)</sup>

したがって、この要件が、客観的な妨害行為につき未必的な認識・認容があるにとどまる場合を処罰の対象から外すものであることからすると、客観的な妨害行為についての認識・認容が確定的なものである場合には、他車の自由かつ安全な通行の妨害を積極的に意図するものとして、「通行を妨害する目的」を認めてよいことになる<sup>16)</sup>

また、このように解した場合、前掲⑥広島高裁平成20・5・27判決において、「バイパスを逆行することを積極的に意図していた以上、被告人は、これと表裏一体の関係にある対向車両の自由かつ安全な通行を妨げることをも積極的に意図していたと認めるのが相当である」とされたのも、客観的な妨害行為についての認識・認容が確定的なものであるといえることから、「通行を妨害する目的」が肯定されたものと解することができ、本判決は、同判決とも整合するものといえることができる<sup>17)</sup>

しかし、本判決のように、「通行の妨害を来すのが確実であることを認識」している場合に、一般的に同罪の「目的」に該当すると解すると、別の事案において、通行

---

13) 平野・前掲注11) 125頁、山口・前掲注10) 96頁、佐伯・前掲注12) 109頁、松原・前掲注12) 104頁など。もっとも、平野は、「目的があることによって、一段と違法性が増加する（あるいは減少する）と考えることも、不可能ではあるまい」として、なお検討の余地があるとしている。なお、高橋則夫『刑法総論〔第2版〕』（2013、成文堂）93頁は、主観的な目的が直接に法益侵害性を基礎づけることはできないとして、①も②も、目的の対象は実現する必要のない結果であるという点で共通しており、他方、実現する必要のある結果を認識すべき故意とは異なるものであるから、ここでの目的の存在は、行為を統制するという意味を有するものであり、両者ともに行為の意味を特徴づけるがゆえに、主観的違法要素であるとする。

14) 内田・前掲注1) 173頁、武藤・前掲注1) 21頁、吉川・前掲注1) 179頁、煙山・前掲注1) 92頁。

15) 内田・前掲注1) 173頁。吉川・前掲注1) 179頁も同旨。

16) 武藤・前掲注1) 21頁。

17) 武藤・前掲注1) 23頁、煙山・前掲注1) 93頁。

の妨害を来すことが確実であることを認識しつつ、何らかの事情でやむなく他の車両の前に割り込んだ場合などが除外できないこととなり、この目的要件が設けられた趣旨に沿った解釈とならないのではないかと指摘がなされている<sup>18)</sup> この問題を回避するため、「『相手の自由かつ安全な通行の妨害を来すのが確実であることを認識している』ことのほか、『他に安全な運転が可能であるのに、あえて当該危険な運転に及んだ』ことが必要であるという解釈を付加した方が、『目的』の文言により適合するといえたかもしれない」とする見解も示されている<sup>19)</sup> なお、本件第1審判決においては、「対向車両が回避措置をとらざるを得なくなると確定的に認識」していたことから、「通行を妨害する目的」が認められており、本判決と同様の立論がなされているが、「被告人が対向車両と衝突する危険を回避することが可能であったにもかかわらず」という留保が付されており、この点を考慮した立論がなされている<sup>20)</sup>

もっとも、本判決も、やむを得ない場合を除外しないという趣旨ではないであろうから、そのような場合には、緊急避難等として処罰対象から除外できると考えているものとみることができよう。すなわち、本判決は、通行の妨害を来す客観的な行為を行い、その際、通行の妨害を来すことが確実であることを認識していれば、緊急避難等に当たらない限り、通行の妨害を積極的に意図した場合と同様の可罰性が認められると考えているのではないかとみることができるのである<sup>21)</sup>

しかし、緊急避難の成立要件の充足は容易には認められないのが実情であるから、そのハードルはかなり高いものとなるであろう。とはいえ、悪質な危険運転に積極的に対処していこうという意図がその背景にあるのだとすれば、その当否はさておき、それもまたひとつの理に適った解釈といえるのかもしれない<sup>22)</sup>

18) 吉川・前掲注1) 182頁。岡本・前掲注1) 32頁も、「本判決が本目的を認めた理論構成によると、本罪の立法趣旨より処罰範囲が広がる可能性があるのではないだろうか」と指摘する。

19) 匿名コメント・判例タイムズ1395号(2014)369頁。

20) 吉川・前掲注1) 182頁。

21) 吉川・前掲注1) 182頁。

22) 陶山二郎=稲田朗子「危険運転致死傷罪に関する一考察(1)——事実認定の問題を中心として——」高知論叢81号(2004)38頁は、「危険運転致死傷罪の運用に関して危惧されるのは、厳罰化の要求に押されて、死傷の結果さえ発生すれば、正確な事実認定を軽視し、はじめに有罪ありきとの判決が生まれないかという点であろう」と指摘する。中山・前掲注4)5頁も参照。

#### 4 おわりに

本判決は、比較的数の少ない、妨害運転致死傷罪について<sup>23)</sup>とりわけ、その中でもさらに数の少ない、通行を妨害することを主たる目的としない事案について、裁判所の判断が示されたものである点で、また、目的犯における「目的」の多義性を考える点でも、重要な意義を持つものであるということができよう。

---

23) 中山・前掲注4) 16頁は、その理由を、「通常の自動車通行の現場では、車線変更や先行車の追い抜きというのは通常の現象であって、たまたま事故が発生しても、業務上〔あるいは、自動車運転] 過失致〔死] 傷罪で処理されるにとどまるからであろう」と推察する(〔 )は筆者)。